別記様式(第六十五条関係)

(表　面)

第百四十三条　第百四十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2　(略)

第百四十四条　法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同条の罰金刑を科する。

国民年金基金検査証

国民年金基金連合会検査証

写
真

官職又は職名

氏　　名

(　　年　　月　　日生)

（裏　面）

第　　号 年　　月　　日交付 厚生労働大臣、 地方厚生局長又は 地方厚生支局長印	国民年金法(抄) 第百四十一条　厚生労働大臣は、基金若しくは連合会又は解散した基金若しくは連合会について、必要があると認めるときは、その事業若しくはその清算事務の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして当該基金若しくは連合会若しくは解散した基金若しくは連合会の事務所に立ち入つて関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。 2　前項の規定によつて質問及び検査を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

備　考　この証は、A列7番の大きさとし、厚紙を用い、中央の点線のところから二つ折とすること。